

大阪市告示第61号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年1月20日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
N P O 法人 S i l e n t V o i c e	大阪市中央区安堂寺町一丁目3番12号4階	令和7年9月3日から 令和12年9月2日まで

（財政局税務部課税課）